

公用車適正配置計画

公用車適正配置検討部会
(事務局 財務部管財課)

1 方針

(1) 理念

「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治体運営の原則に基づく公用車の適正な管理運用を図る。

(2) 目的

健全な行財政運営に資するため、現状における公用車の管理運用の課題を明らかにし、稼働状況を基に公用車の適正台数を見極め、車両の適正配置及び維持管理について整理・合理化を図ることで、効果的・効率的な管理運用体制を構築する。

(3) 検討部会の設置と役割

公用車は、公務を迅速かつ効率的に遂行するために全職員が利用しており、共用車両と車両を所管する課の専用車両に区分されている。

このことから、車両を所管する課を主とする検討部会を設置する。

総務課 保健福祉課 農林水産課 土木整備課 都市開発課 教育振興課 大和支所 管財課
検討部会は、計画の効果を5年間検証するとともに、必要に応じて計画を随時変更する。

(4) 計画策定基準

① 対象車両は、市が保有する公用車（リース車両を含む）のうち、消防及び水道部を除いた車両とする。また、用途が特定される車両は対象外とする。（基準日：令和2年4月1日）

② 計画策定にあたり、公用車の稼働状況調査を実施し、調査により得られた数値を年間平均値とする。

調査対象日：勤務を要する日（土日・祝祭日・年末年始を除く日）

調査期間：6カ月（1年の内の繁忙期）

③ 計画期間は5年とし、通常業務に支障が及ばないものとする。

④ 本庁管理の車両と本庁管理以外の車両とを分けて計画策定する。

⑤ 必要台数の試算は、稼働率または稼働台数から多角的に求めるものとする。

⑥ 各課へのヒアリングを実施するなど、全体の意見を集約したものとする。

(5) 計画における検討内容

① 必要台数の明確化及び効果的・効率的な車両配置。

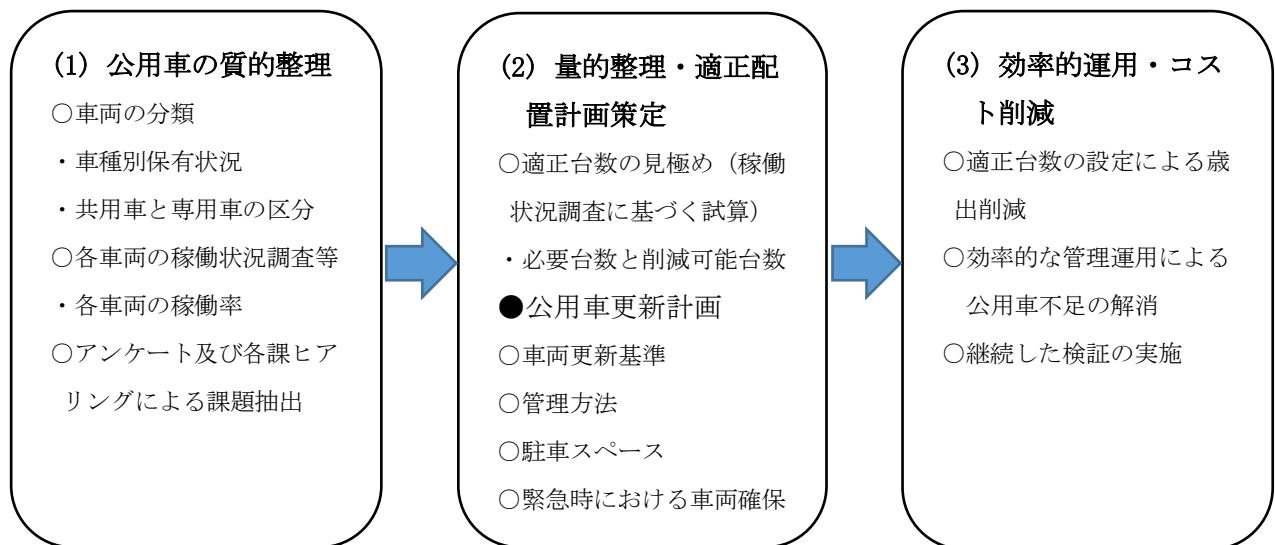
② 車両更新基準。

③ 管理方法（一元管理・専用管理）の見直し。

④ 駐車スペースの見直し等。

⑤ 緊急時（災害時等）の車両確保。

(6) 計画のスキーム



2 公用車の質的整理

(1) 車両保有状況

① 車両の定義

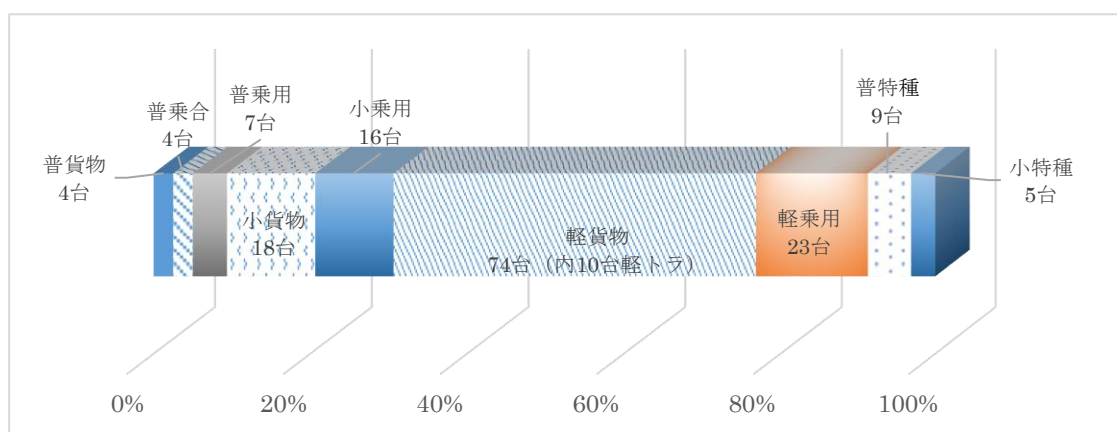
[表 1]

車種		ナンバープレート	例
普通	貨物自動車	1, 10~19, 100~199	トラック, ダンプ
	乗合自動車	2, 20~29, 200~299	マイクロバス, スクールバス
	乗用自動車	3, 30~39, 300~399	乗用車, ワゴン
小型	貨物自動車	4, 40~49, 400~499, 6, 60~69, 600~699	バン, トラック
	乗用自動車	5, 50~59, 500~599, 7, 70~79, 700~799	乗用車
軽	貨物自動車	4, 40~49, 400~499, 6, 60~69, 600~699	バン, トラック
	乗用自動車	5, 50~59, 500~599, 7, 70~79, 700~799	乗用車
特種用途自動車		8, 80~89, 800~899	

② 車種別保有状況 (全車 160 台)

[表 2]

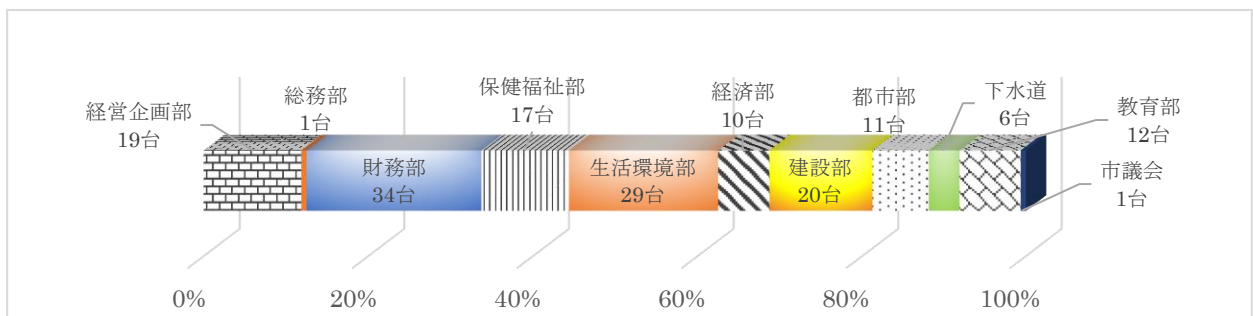
車種		本庁管理 (94 台)	本庁管理以外 (66 台)	合計 (160 台)	構成比
普通 (15 台)	貨物自動車	0	4	4	2.5%
	乗合自動車	1	3	4	2.5%
	乗用自動車	4	3	7	4.4%
小型 (34 台)	貨物自動車	12	6	18	11.2%
	乗用自動車	6	10	16	10.0%
軽 (97 台)	貨物自動車	51	23	74	46.2%
	乗用自動車	17	6	23	14.4%
特種用途自動車 (14 台)		3	11	14	8.8%



③ 部署・車種別保有状況（全車 160 台）

[表 3]

	普通（15 台）			小型（34 台）		軽（97 台）		特種 （14 台）	合計 （台）	構成比
	乗合	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用			
経営企画部				3	2	11	1	2	19	11.9%
総務部			1						1	0.6%
財務部	1		2	5	2	16	8		34	21.3%
保健福祉部			2		7	3	5		17	10.6%
生活環境部	2	4	1	3	2	7	1	9	29	18.1%
経済部				1		9			10	6.2%
建設部				2	1	12	2	3	20	12.5%
都市部				3	2	5	1		11	6.9%
下水道				1		4	1		6	3.8%
教育部	1					7	4		12	7.5%
市議会			1						1	0.6%
計	4	4	7	18	16	74	23	14	160	100%



④ 部署・車種別保有状況（本庁管理・本庁管理以外）

（本庁管理 94 台）

[表 4]

	普通（5 台）			小型（18 台）		軽（68 台）		特種 （3 台）	合計 （台）	構成比
	乗合	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用			
総務部			1						1	1.1%
財務部	1		2	5	2	16	8		34	36.1%
保健福祉部					2	2	3		7	7.4%
生活環境部						1			1	1.1%
経済部				1		9			10	10.6%
建設部				2	1	12	2	3	20	21.3%
都市部				3	1	5			9	9.6%
下水道				1		4	1		6	6.4%
教育部						2	3		5	5.3%
市議会			1						1	1.1%
計	1		4	12	6	51	17	3	94	100%

*普通 5 台（5.3%）、小型 18 台（19.1%）、軽 68 台（72.4%）、特種 3 台（3.2%）

*軽貨物自動車 51 台（54.3%）続いて軽乗用自動車 17 台（19.1%）

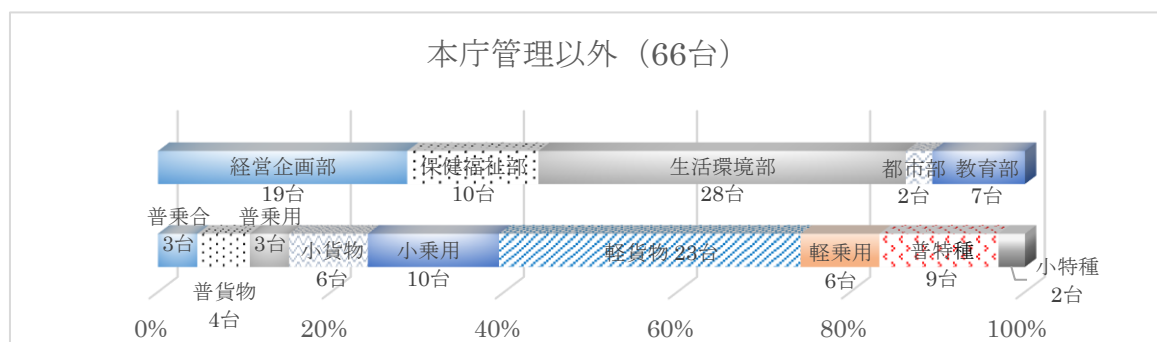
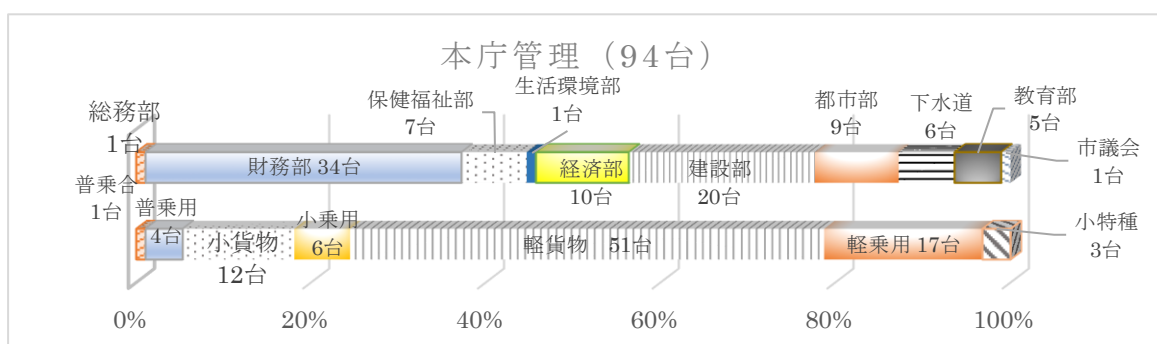
(本庁管理以外 66 台)

[表 5]

	普通 (10 台)			小型 (16 台)		軽 (29 台)		特種 (11 台)	合計 (台)	構成比
	乗合	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用			
経営企画部				3	2	11	1	2	19	28.8%
保健福祉部			2		5	1	2		10	15.2%
生活環境部	2	4	1	3	2	6	1	9	28	42.4%
都市部					1		1		2	3.0%
教育部	1					5	1		7	10.6%
計	3	4	3	6	10	23	6	11	66	100%

*普通 10 台 (15.2%), 小型 16 台 (24.2%), 軽 29 台 (43.9%), 特種 11 台 (16.7%)

*軽貨物自動車 23 台 (34.8%) 続いて小型乗用自動車 10 台 (15.2%)



● [表 2] ~ [表 5] の分析

・令和 2 年 4 月 1 日現在, 市が保有する公用車 160 台 (以下「保有台数 160 台」という。)のうち, 本庁管理車両は 94 台, 本庁管理以外 (各支所及び公的施設) 車両は 66 台である。[表 2]

・保有台数 160 台の車種別構成は, 軽自動車 97 台 (60.6%) が最も多く, 続いて小型自動車 34 台 (21.2%), 普通自動車 15 台 (9.4%), 特種用途自動車 14 台 (8.8%) である。[表 2]

・保有台数 160 台の部署別構成は, 財務部 34 台 (21.3%) が最も多く, 続いて生活環境部 29 台 (18.1%), 建設部 20 台 (12.5%), 経営企画部 19 台 (11.9%), 保健福祉部 17 台 (10.6%) である。[表 3]

・本庁管理 94 台の車種別構成は, 軽自動車 68 台 (72.4%) が最も多く, 続いて小型自動車 18 台 (19.1%), 普通自動車 5 台 (5.3%), 特種用途自動車 3 台 (3.2%) である。また, 部署別構成は, 財務部 34 台 (36.1%) が最も多く, 続いて建設部 20 台 (21.3%), 経済部 10 台 (10.6%) である。[表 4]

・本庁管理以外 66 台の車種別構成は, 軽自動車 29 台 (43.9%) が最も多く, 続いて小型自動車 16 台 (24.2%), 特種用途自動車 11 台 (16.6%), 普通自動車 10 台 (15.1%), である。部署別構成では生活環境部 28 台 (42.4%) が最も多く, 続いて経営企画部 19 台 (28.8%), 保健福祉部 10 台 (15.2%), 教育部 7 台 (10.6%), 都市部の 7 台 (3.0%) である。[表 5]

(2) 適正配置対象車と稼働率

① 適正配置対象外車両

[表 6]

	普通(14台)			小型(4台)		軽(1台)		特種 (9台)	合計 (台)	
	乗 合	貨 物	乗 用	貨 物	乗 用	貨 物	乗 用			
秘書課			1						1	・市長車
管財課	(1)		1						2	・マイクロバス(1)・ハイエース(1)
議会事務局			1						1	・議長車
(本庁管理計)	(1)		(3)						(4)	
高齢者福祉課							1		1	・デイサービスセンターさぎうら
保険医療課					1				1	・大和診療所
児童保育課			2						2	・大和認定こども園通園車(2)
生活環境課	2		1						3	・久井ふれあいバス(2)・佐木島循環バス(1)
人権推進課					1				1	本郷人権ノア(1)
環境施設課		4		2				9	15	・ダンプ(4)・小型ダンプ(2)・吸引車(1)・給水車(2)・塵芥車(6)
学校教育課	1								1	・鷺浦スクールバス
(本庁管理以外計)	(3)	(4)	(3)	(2)	(2)		(1)	(9)	(24)	
対象外車両計	4	4	6	2	2		1	9	28	

○適正配置対象外車両とは

- ・配置目的が専用的で全体の削減対象にはなじまない車両をいう。
- ・使用目的が特定されており、他と共有することがなじまない車両をいう。
- ・削減することで、業務に多大な支障があると判断できる車両をいう。

以上から、上記〔表 6〕の車両を適正配置対象外車両とし、適正配置対象車は、本庁の管理車両 94 台の内、対象外車両 4 台を除く **90 台**とする。また、本庁管理以外の各支所及び公的施設の管理車両 66 台の内、対象外車両 24 台を除く **42 台**とする。

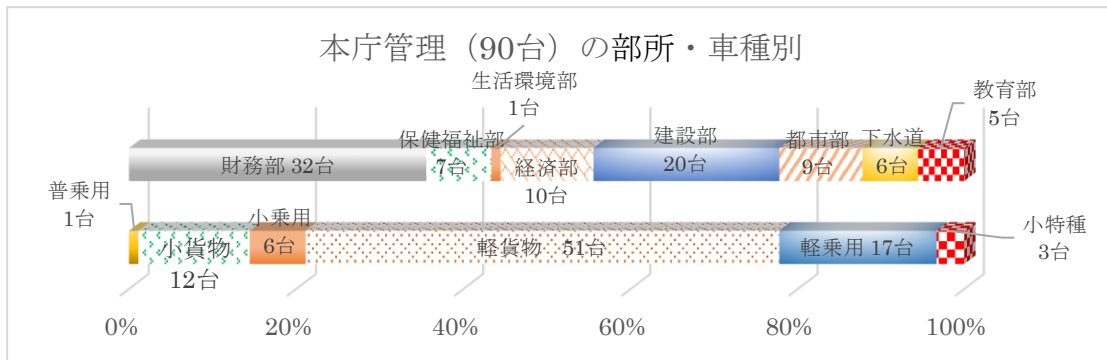
○稼働率について

$$\text{稼働率 (\%)} = \text{実稼働時間} / \text{稼働可能時間} \times 100$$

年間平均稼働率

- ・平成 31 年 3 月, 4 月, 令和元年 6 月, 9 月, 10 月, 11 月の 6 カ月により算出した。
- ・実稼働時間は 1 日を 8 分割 (8 時間) とし、稼働可能時間は、対象期間の 6 カ月の内の勤務日を 120 日, 1 日の稼働可能時間を 8 時間とした総計 960 時間とした。
- ・運転記録の削除または紛失については、その期間を除した日数及び時間により求めた。
- ・小数点以下の時間は切上げとした。

② 適正配置対象車・稼働率（本庁管理 90 台）



※（ ）内は部ごとの合計

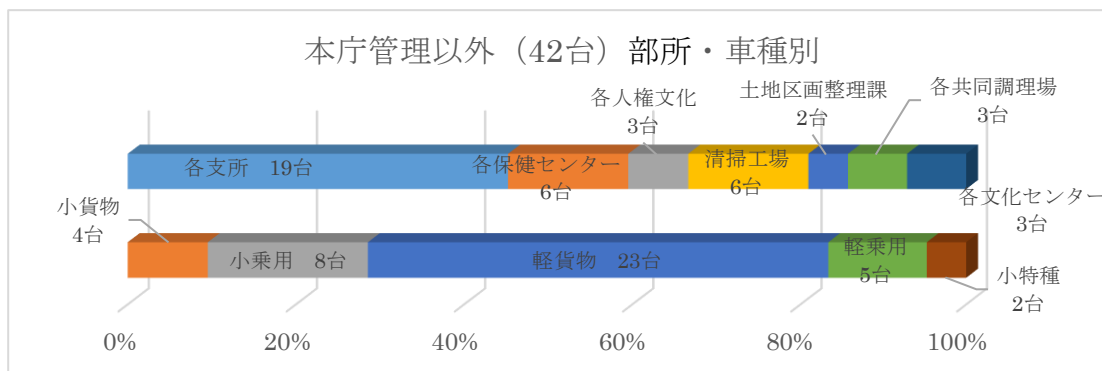
〔表 7〕

部・課	普通(1台)		小型(18台)		軽(68台)		特種 (3台)	合計 (台)	年間平均稼働率 (%)	
	乗合	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物				乗用
財務部			(1)	(5)	(2)	(16)	(8)	(32)	(59.7)	
管財課			1	5	2	13	8	29	63.9	
契約課						1		1	17.5	
税制収納課						2		2	20.0	
保健福祉部					(2)	(2)	(3)	(7)	(30.1)	
保健福祉課					2	1	2	5	31.1	
社会福祉課						1		1	33.4	
児童保育課							1	1	21.9	
生活環境部						(1)		(1)	(2.4)	
生活環境課						1		1	2.4	
経済部				(1)		(9)		(10)	(23.7)	
農林水産課				1		9		10	23.7	
建設部				(2)	(1)	(12)	(2)	(3)	(20)	(23.5)
災害復旧推進室						7		7	39.4	
土木整備課				2		4	2	3	16.4	
港湾課					1	1		2	6.8	
都市部				(3)	(1)	(5)		(9)	(23.6)	
都市開発課				1	1	2		4	24.9	
建築課				2		2		4	22.9	
建築指導課						1		1	21.6	
下水道				(1)		(4)	(1)	(6)	(16.1)	
教育部						(2)	(3)	(5)	(49.3)	
教育振興課						1	3	4	59.0	
生涯学習課						1		1	10.6	
計			1	12	6	51	17	3	90	37.6 (平均)

・年間平均稼働率はR2年度公用車一覧から引用した。

・年間平均稼働率（37.6%）を上回る課は、17課のうち3課（管財課、災害復旧推進室、教育振興課）である。

③ 適正配置対象車・稼働率（本庁管理以外 42 台）



[表 8]

課（場所）	普通(0台)			小型(12台)		軽(28台)		特種 (2台)	合計 (台)	年間平均稼働率 (%)
	乗合	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用			
本郷支所					1	4			5	21.7
久井支所					1	4		1	6	19.8
大和支所				3		3	1	1	8	17.7
本郷保健福祉センター					1		1		2	11.6
久井保健福祉センター					1	1			2	13.6
大和保健福祉センター					2				2	24.3
本郷人権文化センター							1		1	38.8
大和人権文化センター						1			1	13.6
三原市人権文化センター						1			1	46.9
三原清掃工場				1	1	4			6	25.8
土地区画整理課（本郷支所）					1		1		2	29.2
北部共同調理場						1			1	6.0
東部共同調理場						1			1	38.1
西部共同調理場						1			1	20.1
くい文化センター						1			1	18.8
本郷生涯学習センター						1			1	6.5
大和文化センター							1		1	12.5
計				4	8	23	5	2	42	21.0（平均）

- ・年間平均稼働率はR2年度公用車一覧から引用した。
- ・年間平均稼働率（21.0%）を上回る課は、17課（場所）のうち7課（場所）である。

● [表 7]・[表 8] の分析

・本庁管理 90 台の車種別構成は、軽自動車 68 台 (75.6%) が最も多く、続いて小型自動車 18 台 (20.0%)、特種用途自動車 3 台 (3.3%)、普通自動車 1 台 (1.1%) である。部署別構成では、管財課 29 台 (32.2%) が最も多く、続いて土木整備課 11 台 (12.2%)、農林水産課 10 台 (11.1%)、災害復旧推進室 7 台 (7.8%) である。（農林水産課と災害復旧推進室はリース車両を含む。） [表 7]

・本庁管理 90 台の内、年間平均稼働率（37.6%）を超える部署は、財務部（59.7%）、教育部（49.3%）の 2 部、課別では管財課（63.9%）、教育振興課（59.0%）、災害復旧推進室（39.4%）の 3 課である。 [表 7]

・本庁管理以外の42台の車種別構成は、軽自動車28台(66.7%)が最も多く、続いて小型自動車12台(28.6%)、特種用途自動車2台(4.7%)、普通自動車0台である。所管場所別の構成では、大和支所8台(19.0%)が最も多く、続いて久井支所6台(14.3%)、三原清掃工場6台(14.3%)、本郷支所5台(11.9%)である。〔表8〕

・本庁管理以外42台の内、年間平均稼働率(21.0%)を超える所管場所は、三原市人権文化センター(46.9%)、本郷人権文化センター(38.8%)、東部共同調理場(38.1%)、土地区画整理課(29.2%)、三原清掃工場(25.8%)、大和保健福祉センター(24.3%)、本郷支所(21.7%)の7所管場所である。〔表8〕

3 必要台数の試算及び削減可能台数

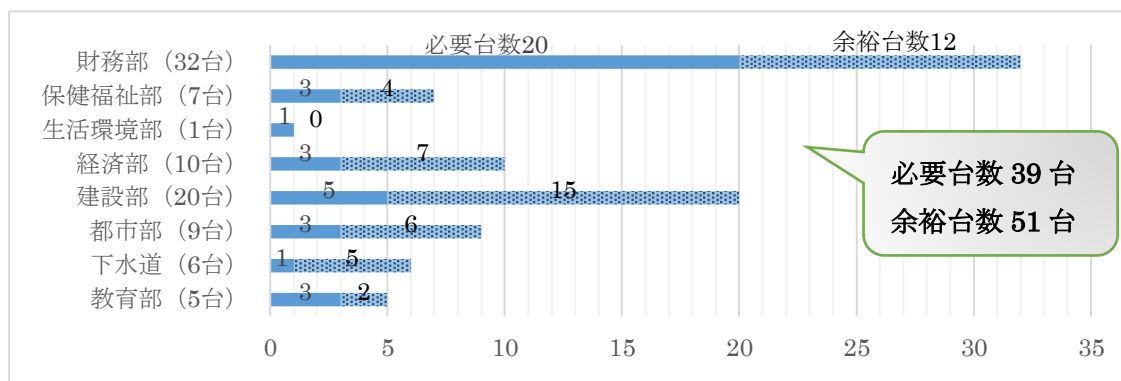
(1) 本庁管理車両の必要台数と余裕台数の試算

・必要台数の算定において整数以下の端数は切上げで台数を求めたものとする。

① 対象車数と年間平均稼働率

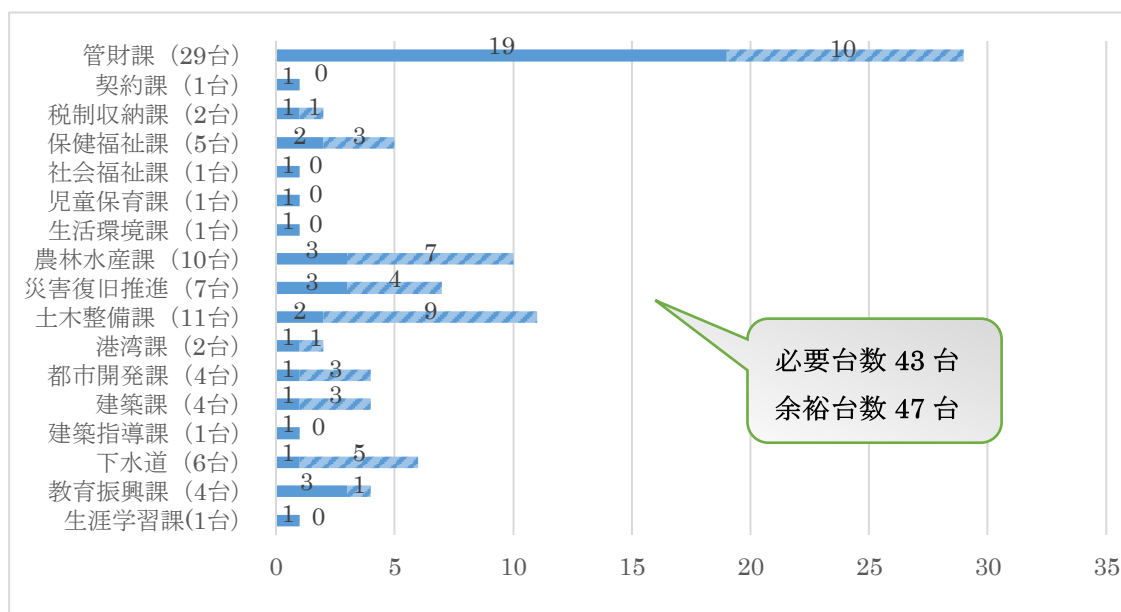
(i) 各部の平均稼働率 必要台数39台：余裕台数51

〔グラフ1〕



(ii) 各課の平均稼働率 必要台数43台：余裕台数47

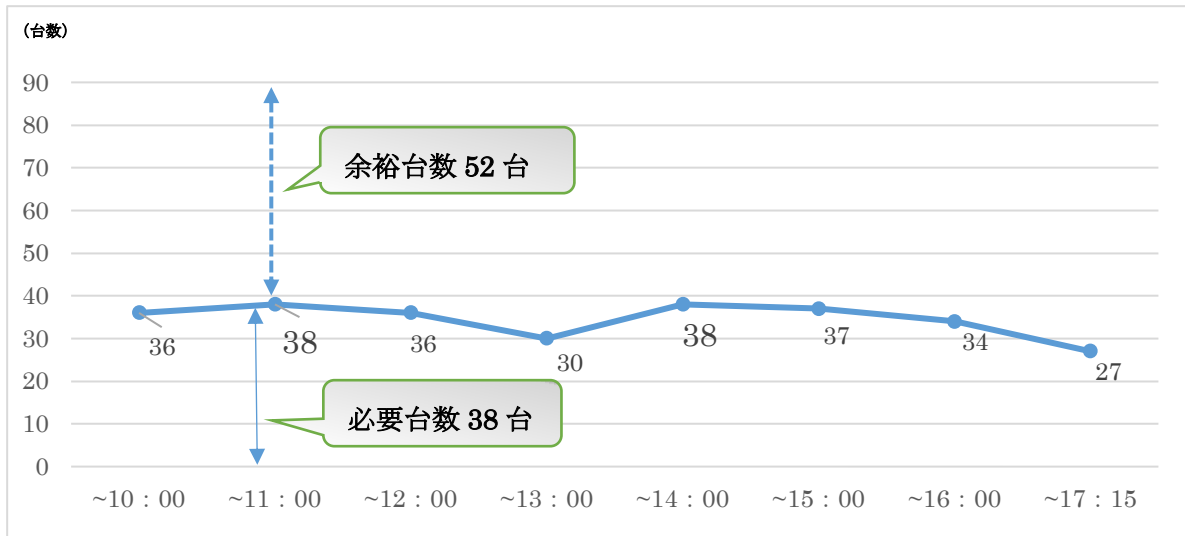
〔グラフ2〕



・対象車にそれぞれの年間平均稼働率を乗じて求めた台数を累計し必要台数を求めた。〔表7〕

② 対象車の時間帯における年間平均稼働率

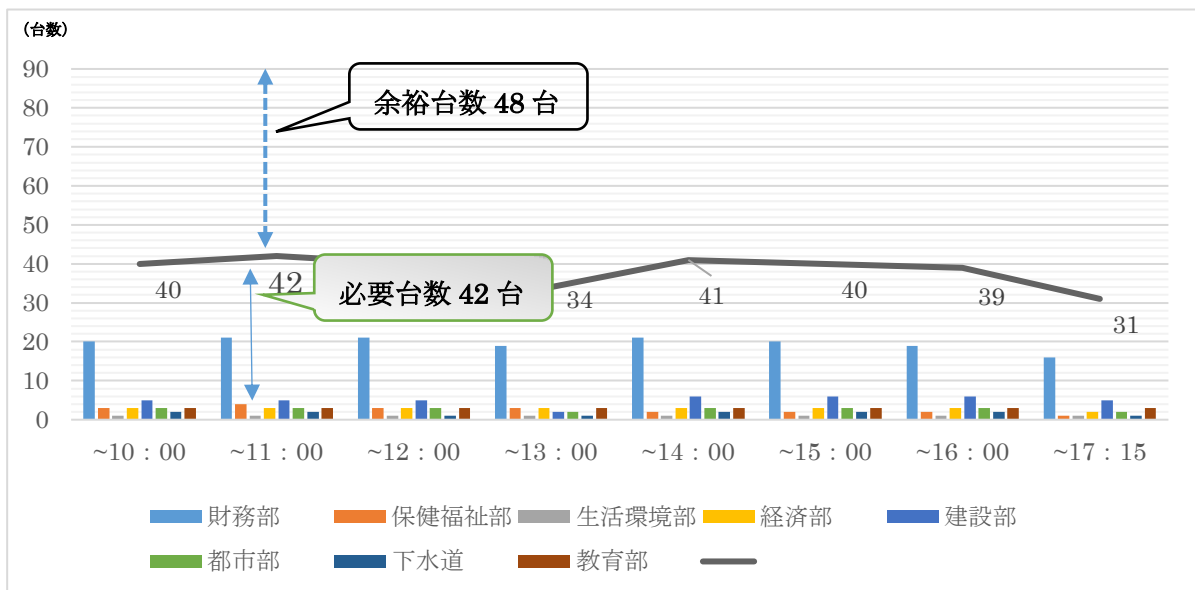
[グラフ 3]



- ・対象車に各時間帯の年間平均稼働率を乗じて時間帯ごとに積み上げた台数で必要台数を求めた。
- ・年間平均稼働率はR2年度公用車一覧にある稼働率とした。
- ・8分割した1日において、10時から11時及び13時から14時の時間帯が最大使用数38台となり、16時から17時の時間帯が最小使用数27台となった。

③ 各部署が所管する対象車数と時間帯

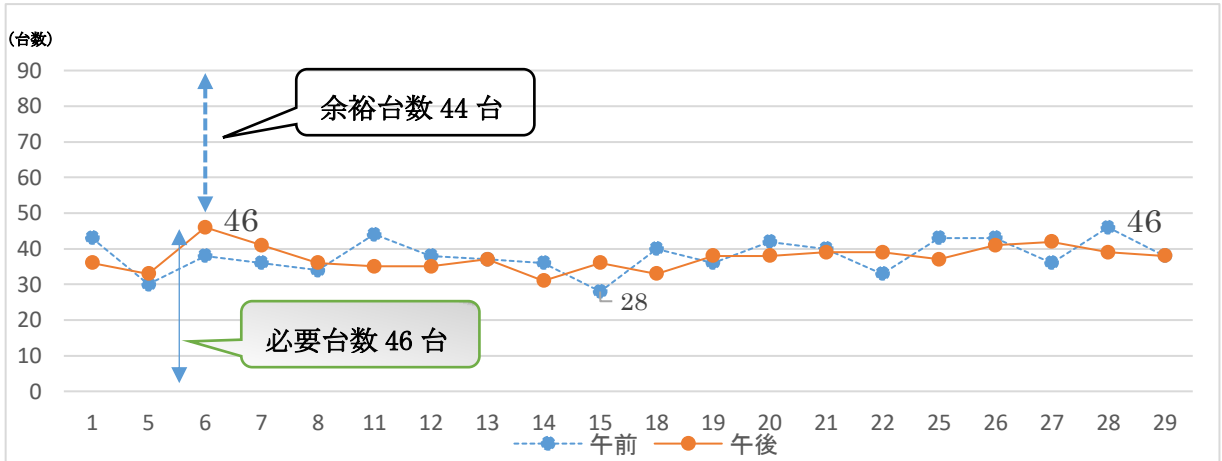
[グラフ 4]



- ・各部署が所管する対象車数に各時間帯の年間平均稼働率を乗じて各部署における時間帯ごとの台数を求め、累計し必要台数を求めた。
- ・各部署が所管する対象車数は表7、各部署の時間帯の年間平均稼働率はR2年度公用車一覧にある稼働率とした。
- ・8分割した1日において、10時から11時が最大使用数42台となり、16時から17時の時間帯が最小使用数31台となった。

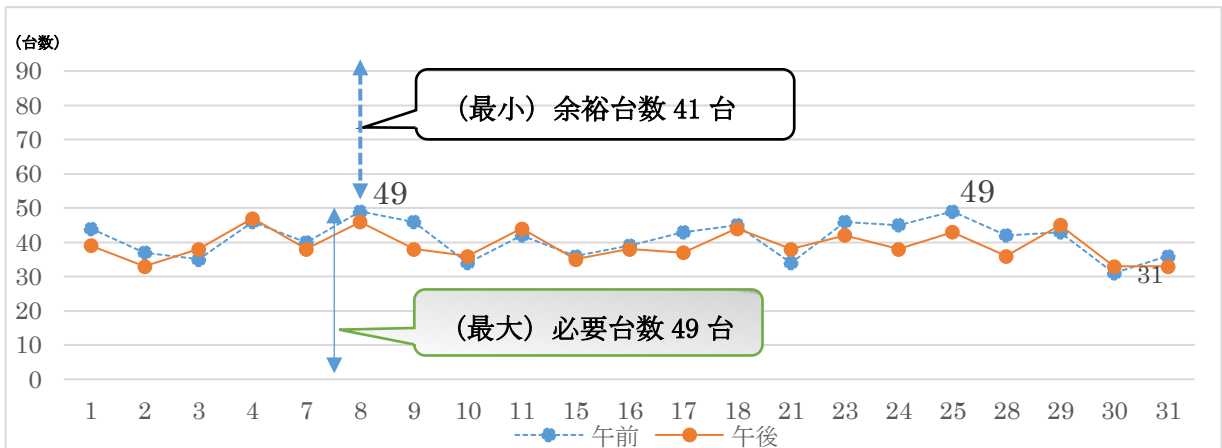
④ 対象車の稼働台数から求めた必要台数（令和元年 11 月 平日 20 日）

[グラフ 5]



(令和元年 10 月 平日 21 日)

[グラフ 6]



- ・ 1 日を午前・午後の 2 分割とし、適正配置対象車の稼働台数を累計し 1 日の必要台数を求めた。
- ・ 年間平均稼働率を求めた 6 カ月の内、月平均稼働率の高い上位 2 カ月により検証した。
- ・ 点線は午前の使用台数の累計を表し、実線は午後の使用台数の累計を表している。

○ 10 月・11 月（平日 41 日）を 82 日（1 日×2）とした場合における同時使用状況

- ・ 50 台以上の同時使用日は 0 回
- ・ 45 台～49 台の同時使用日は 12 回 14.6%
- ・ 40 台～44 台の同時使用日は 20 回 24.4%
- ・ 30 台～39 台の同時使用日は 49 回 59.8%
- ・ 29 台以下の同時使用日は 1 回 1.2%
- ・ 最大同時稼働台数は 49 台で 10 月 8 日（午前）と 10 月 25 日（午前）の 2 回である。
- ・ 最小同時稼働台数は 28 台で 11 月 15 日（午前）の 1 回である。
- ・ 平日勤務時間内における一日の公用車の同時稼働台数は概ね 30 台以上かつ 50 台以下であり、その約 85%が 30 台～45 台の同時稼働となっている。

* 年間平均稼働率と保有台数から算出した必要台数（グラフ 1～2）と時間帯を加え算出した必要台数（グラフ 3～4）及び年間平均稼働率が高い上位 2 カ月の稼働台数により求めた必要台数の内の最大値の 49 台を最大稼働台数と見ることができる。

(2) 本庁管理 90 台における必要台数の仮説

* (仮説 1) 本庁管理 90 台の必要台数について、年間平均稼働率に基づき試算した必要台数（グラフ 1～4）及び月平均稼働率の上位 2 カ月から試算した必要台数（グラフ 5・6）の結果から、平日勤務時間内における 1 日の公用車使用台数は約 30 台以上、50 台未満である。

* (仮説 2) このことから、非常時を除く日常業務は 50 台の公用車配置により可能と言えるが、公用車使用台数を求めた数値は平均から求めており、平均の誤差の範囲内を±30%とすると、1 日の公用車使用台数は次のとおりとなる。

- ・最小値の誤差 30 台×30%=9 台
- ・最大値の誤差 50 台×30%=15 台

よって、(仮説 1) 及び (仮説 2) から、平均の誤差を考慮すると 1 日の公用車稼働台数は 21 台以上、65 台未満となる。

以上から、最大値である 65 台を本庁管理における公用車適正台数とする。

【参考】近隣市の車両の保有状況（係数 α：職員数と車両数比較）

[表 9]

	職員数（人）			公用車台数（台）			係数（α）公用車台数／職員数		
	総数 【A】	本庁管理 【B】	本庁管理以外 【C】	総数 【D】	本庁管理 【E】	本庁管理以外 【F】	総数 【D】 / 【A】	本庁管理 【E】 / 【B】	本庁管理以外 【F】 / 【C】
A 市	4,115	1,429	2,686	553	163	390	<u>0.13</u>	<u>0.11</u>	<u>0.15</u>
B 市	1,278	814	464	292	117	175	<u>0.23</u>	0.14	<u>0.38</u>
C 市	1,097	437	660	260	93	167	<u>0.23</u>	<u>0.21</u>	0.25
◎D 市	804	442	362	145	49	96	0.18	<u>0.11</u>	0.27
(平均①)	—	—	—	—	—	—	0.19	0.14	0.26
(平均②)	—	—	—	—	—	—	0.20	0.12	0.26
三原市	906	466	440	160	94	66	0.18	0.20	0.15

○ 係数（α）＝公用車台数（台）／職員数（人）

* 係数（α）が大きくなるほど、職員 1 人に与えられている公用車台数が多くなる。

○ 平均①は A 市～D 市の 4 市の平均値。

○ 平均②は 4 市のうち、最高値と最低値の 2 市を除いた市の平均値。

● 近隣市との比較・分析

- ・職員総数に対する公用車配置割合は、近隣 4 市と比較し、ほぼ平均である。
- ・本庁舎職員に対する公用車配置割合は、近隣 4 市と比較し高い。
⇒（職員一人当たりの台数が多い）
- ・本庁舎外職員に対する公用車配置割合は、近隣 4 市と比較し低い。
⇒（職員一人当たりの台数が少ない）

(仮説) 本市の本庁管理において係数（α）を平均値の 0.12 または 0.14 にした場合の車両台数

係数（α）を 0.12 にした場合、本庁舎の車両台数は約 56 台

係数（α）を 0.14 にした場合、本庁舎の車両台数は約 65 台

(3) 本庁管理以外車両の必要台数の試算

配車台数が1台の施設のうち、本郷人権文化センター、三原市人権文化センター、北部共同調理場、東部共同調理場、西部共同調理場、本郷生涯学習センターの6施設(6台)については地理的条件により現状のままの保有とする。土地区画整理課、本郷保健福祉センター、久井保健福祉センター、大和人権文化センター、くい文化センター、大和文化センターについては、地理的共有が可能な施設とする。

以上から、本庁管理以外の適正配置対象について次の通りグループ分けを行う。

課(場所)	普通(0台)			小型(12台)		軽(28台)		特種 (2台)	合計 (台)	稼働率 (%)
	乗合	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用			
(本郷支所グループ)					(3)	(4)	(2)		(9)	
本郷支所					1	4			5	21.7
本郷保健福祉センター					1		1		2	11.6
土地区画整理課(本郷支所)					1		1		2	29.2
(久井支所グループ)					(2)	(6)		(1)	(9)	
久井支所					1	4		1	6	19.8
久井保健福祉センター					1	1			2	13.6
くい文化センター						1			1	18.8
(大和支所グループ)				(3)		(4)	(2)	(1)	(10)	
大和支所				3		3	1	1	8	17.7
大和人権文化センター						1			1	13.6
大和文化センター							1		1	12.5
(保健福祉グループ)					(2)				(2)	
大和保健福祉センター					2				2	24.3
(清掃工場グループ)				(1)	(1)	(4)			(6)	
三原清掃工場				1	1	4			6	25.8
以下は、1施設に1台(地理的条件により対象外)										
本郷人権文化センター							1		1	38.8
三原市人権文化センター						1			1	46.9
北部共同調理場						1			1	6.0
東部共同調理場						1			1	38.1
西部共同調理場						1			1	20.1
本郷生涯学習センター						1			1	6.5
計				4	8	23	5	2	42	21.0(平均)

・年間平均稼働率はR2年度公用車一覧から引用した。

* 本庁管理以外車両の必要台数の試算にあたっては、対象車の稼働回数から求める方法（以下①の方法）のみにより行うこととし、平均の誤差は考慮しないこととする。

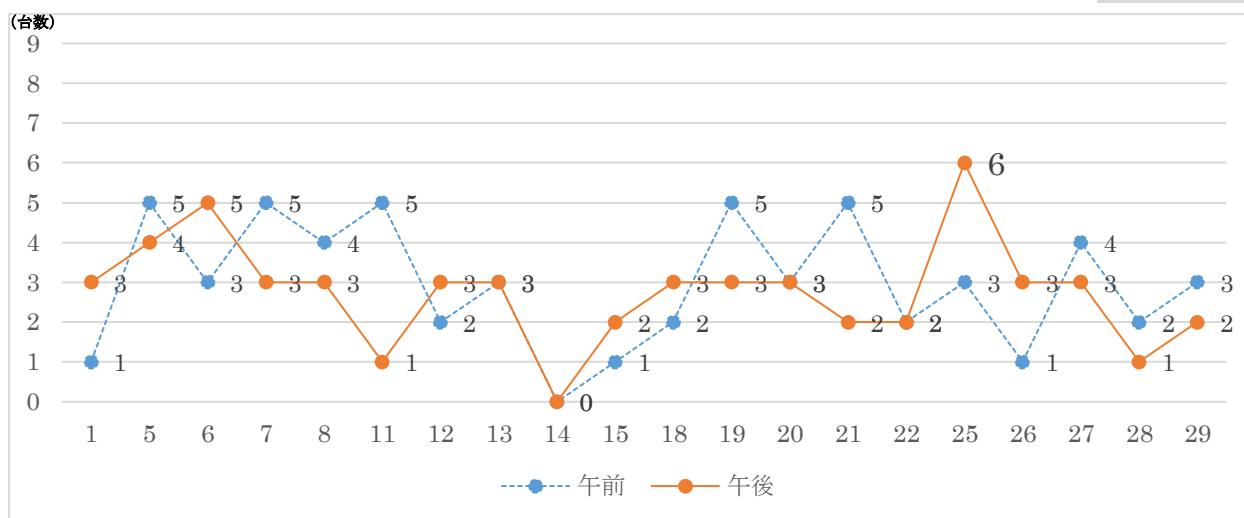
① 対象車の稼働回数から求めた必要台数

- ・ 1日を午前・午後の2分割とし適正配置対象車の使用台数を累計し1日の必要台数を求めた。
- ・ 年間平均稼働率を求めた6カ月の内、月平均稼働率の高い上位2カ月により検証した。

本郷支所グループ

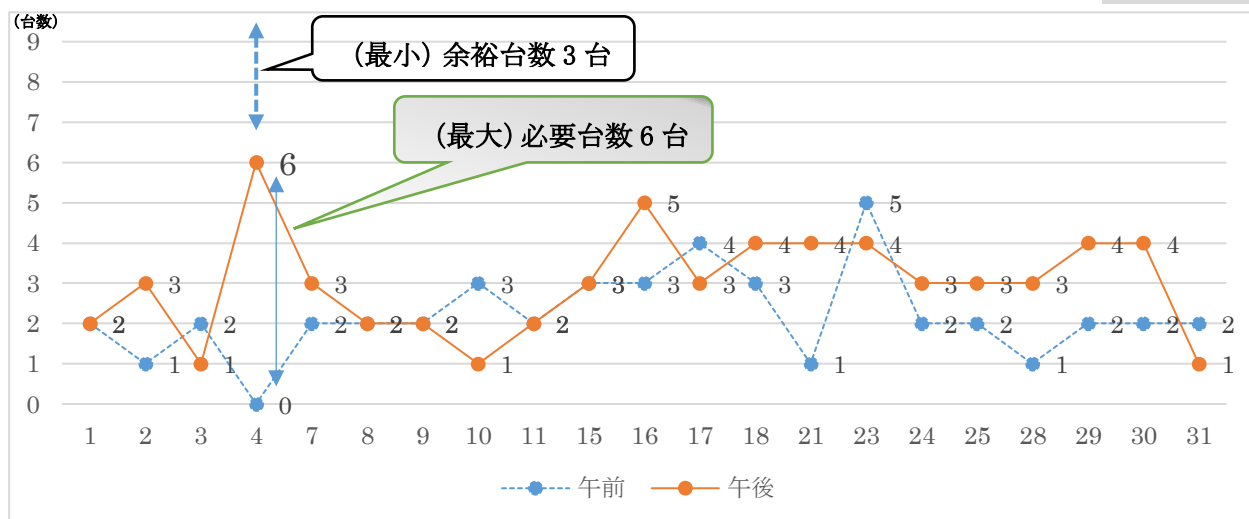
(令和元年11月 平日20日)

[グラフ7]



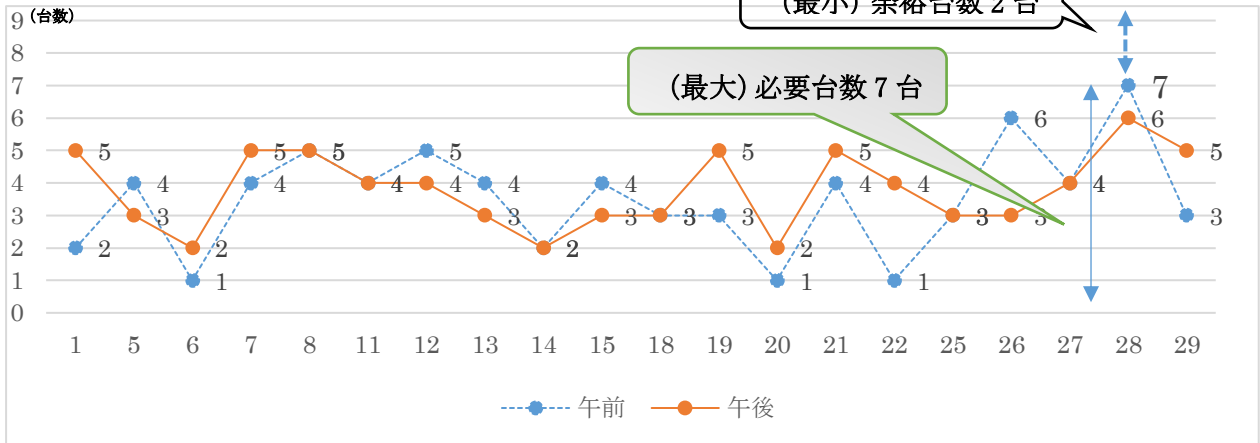
(令和元年10月 平日21日)

[グラフ8]

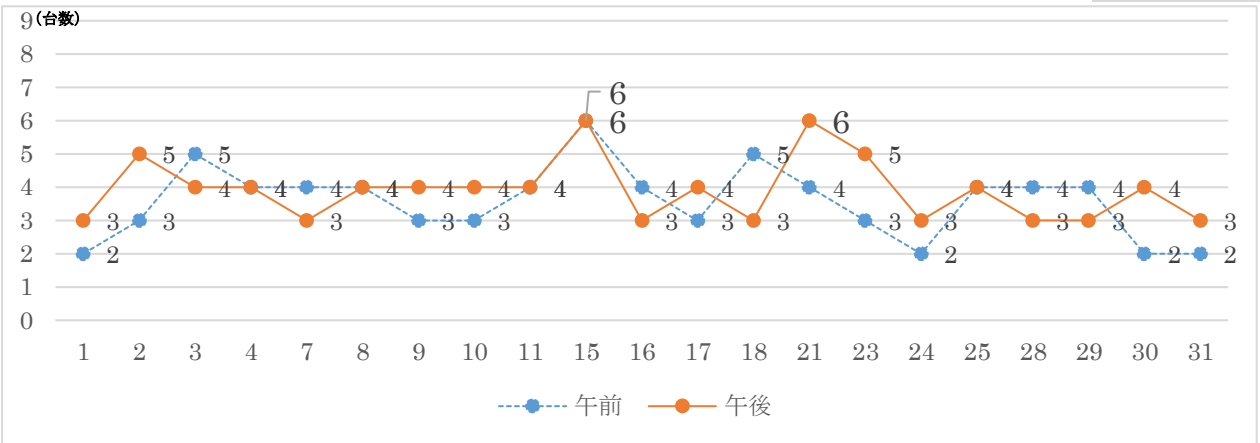


久井支所グループ

(令和元年 11月 平日 20日)

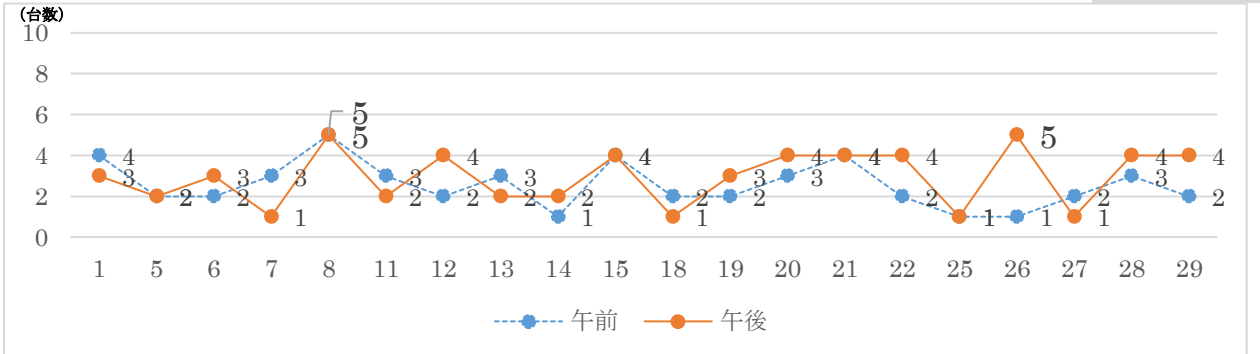


(令和元年 10月 平日 21日)

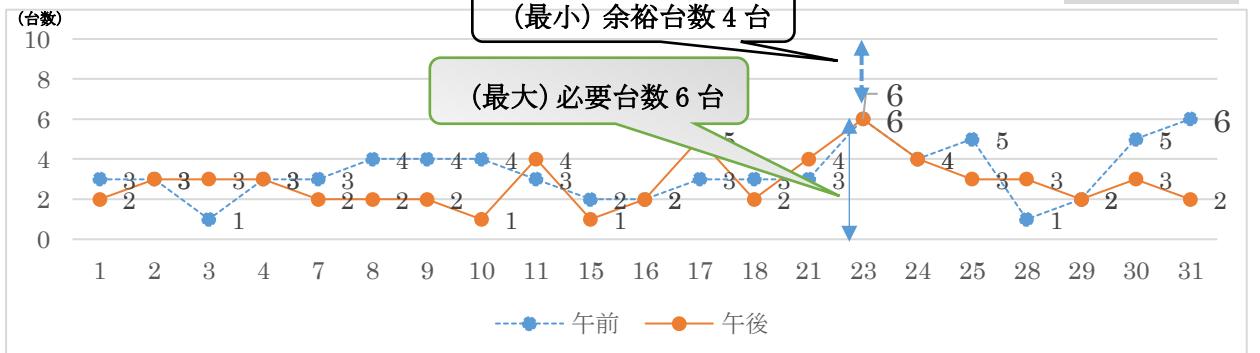


大和支所グループ

(令和元年 11月 平日 20日)



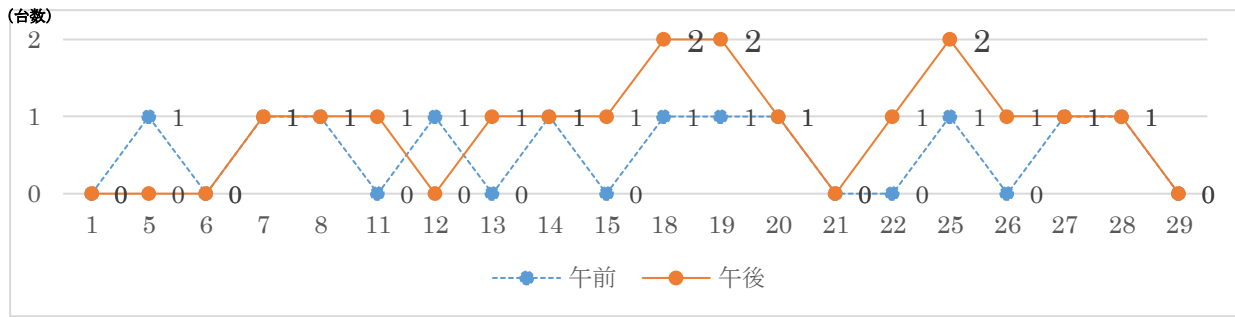
(令和元年 10月 平日 21日)



保健福祉グループ

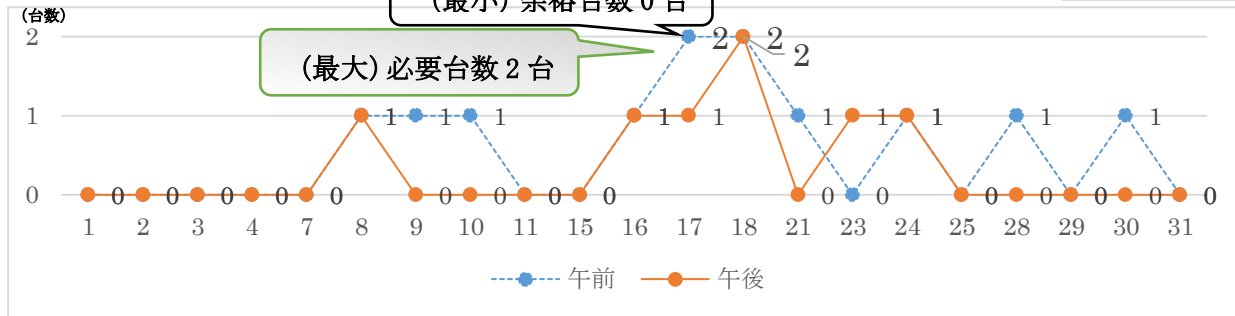
(令和元年11月 平日20日)

[グラフ13]



(令和元年10月 平日21日)

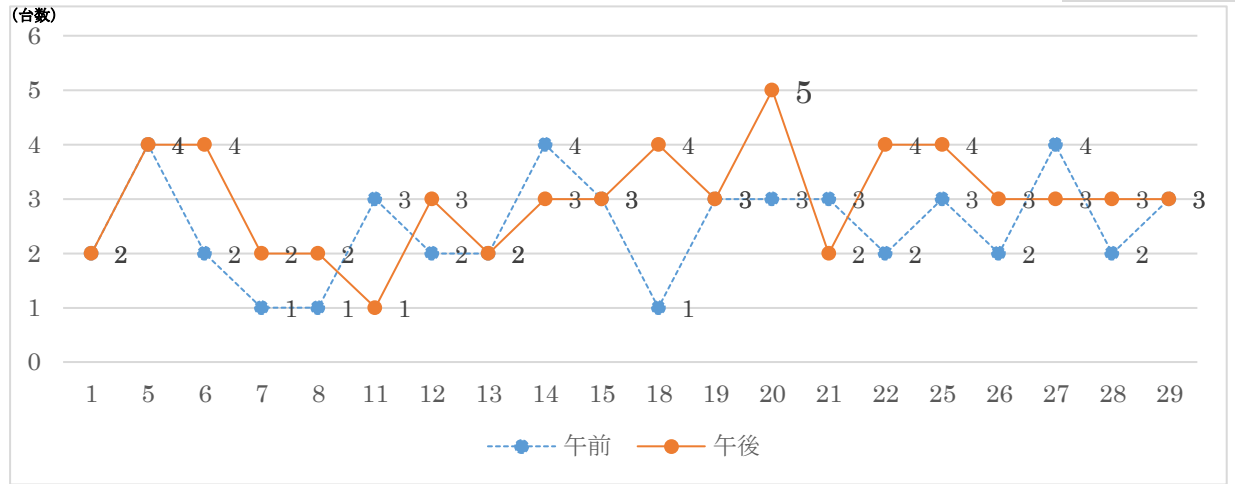
[グラフ14]



清掃工場グループ

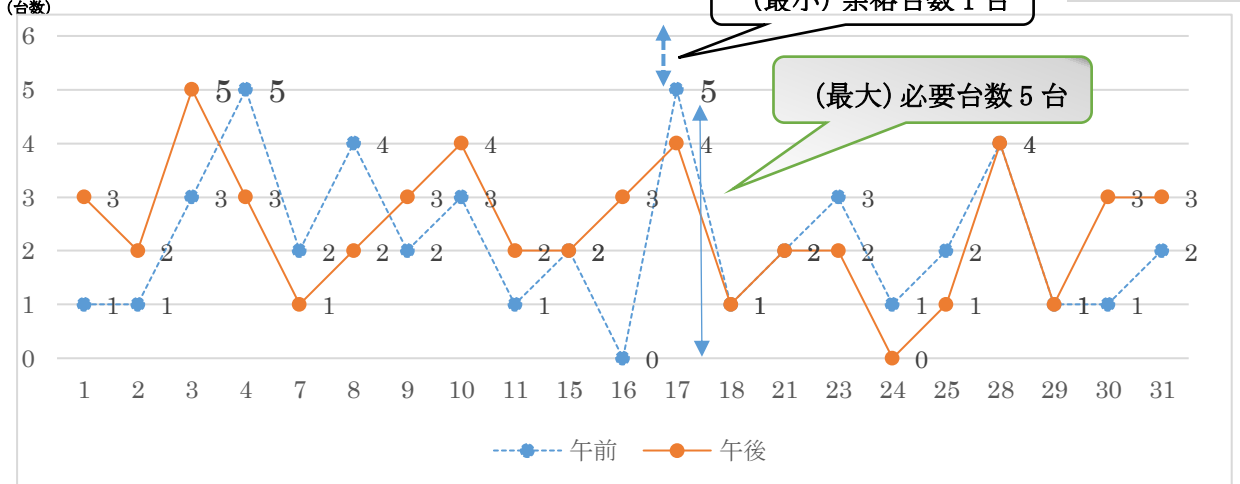
(令和元年11月 平日20日)

[グラフ15]



(令和元年10月 平日21日)

[グラフ16]



(4) 本庁管理以外車両 42 台における必要台数の仮説

* (仮説) 本庁管理以外車両 42 台の内、地理的条件によりグループ分けの対象外とする 6 台を除いた 5 グループ 36 台の、月平均稼働率上位 2 カ月から試算した必要台数 (グラフ 7~16) の結果から、平日勤務時間内における 1 日の最大必要台数は 26 台である。

以上から、本庁管理以外における公用車適正台数は、5 グループの最大必要台数 26 台に地理的条件によりグループ分けの対象外とする 6 台を加えた 32 台とする。

グループ (場所)	保有台数	削減台数	適正台数
本郷支所グループ	9	3	6
久井支所グループ	9	2	7
大和支所グループ	10	4	6
保健福祉グループ	2	0	2
清掃工場グループ	6	1	5
計 (グループ 36 台)	36	10	26
以下は、地理的条件により 1 施設に 1 台			
本郷人権文化センター	1	0	1
三原市人権文化センター	1	0	1
北部共同調理場	1	0	1
東部共同調理場	1	0	1
西部共同調理場	1	0	1
本郷生涯学習センター	1	0	1
計 (本庁管理以外 42 台)	42	10	32

4 公用車の適正台数

以上の検証により、公用車の適正台数は、本庁管理車両 65 台 (削減車両 25 台)、本庁管理以外車両 32 台 (削減車両 10 台) とする。

5 計画の実施方法

「公用車適正配置計画」の具体的な実施方法については「公用車管理・更新計画」(以下「更新計画」という。)を策定して推進する。

更新計画では次のことについて、具体的な内容及び時期を決める。

○車両更新基準

- ・廃車をする場合の処分方法

○車両の削減及び更新についての年次計画

○管理方法の見直し

- ・共用車台数と専用車台数の確定
- ・駐車スペースの確定

○緊急時における車両確保

- ・災害時における車両確保